

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 放棄する権利 水道料金債権（遅延損害金を含む。）
- 2 債 権 額 3, 303, 757 円（遅延損害金を除く。）
- 3 債 務 者 個人及び法人 243 人・法人
- 4 債権の概要

調 定 年 度	放 棄 の 理 由	調 定 件 数	金 額
平成 21 年度	費用倒れ	5 件	56, 568 円
	小計	5 件	56, 568 円
平成 22 年度	無資力	5 件	131, 857 円
	費用倒れ	6 件	93, 198 円
	小計	11 件	225, 055 円
平成 23 年度	本人死亡	38 件	176, 793 円
	所在不明	268 件	1, 805, 216 円
	無資力	6 件	145, 404 円
	費用倒れ	186 件	894, 721 円
	小計	498 件	3, 022, 134 円
合 計		514 件	3, 303, 757 円

平成 30 年 2 月 20 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

債権放棄の理由

略 称	放 棄 の 理 由
本人死亡	債務者本人が死亡し、相続人及び財産の存否も明らかでないため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
所在不明	債務者の所在が不明であり、財産の存否も明らかでないため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
無 資 力	債務者の資力が無い又は不十分と認められるため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
費用倒れ	金額が裁判所の行う強制徴収に要する費用等に満たないと認められるため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。